

通知した基準料金指数

(平成25年10月1日から平成26年9月30日までの1年間適用)

区 分	事業者名	
	NTT東日本	NTT西日本
音声伝送バスケット	92.7	92.7
うち加入者回線サブバスケット	100	100

注：平成12年4月1日時点の料金水準を100とした場合の指数

【基準料金指数の算定式】

基準料金指数＝前期の基準料金指数

×(1+消費者物価指数変動率－生産性向上見込率(X値)+外生的要因)

- | |
|---|
| ① 前期の基準料金指数
(音声伝送) 92.7
(加入者回線) 100 |
| ② 消費者物価指数変動率(平成24年度)：-0.3% |
| ③ 生産性向上見込率(X値)：H24.10.1～H27.9.30まで適用される値
(音声伝送) 消費者物価指数変動率
(加入者回線) 消費者物価指数変動率 |
| ④ 外生的要因：0 |

【参考】基準料金指数の推移

(1) 平成12年10月から平成15年9月まで適用された基準料金指数

区分	H12.10～	H13.10～	H14.10～
音声伝送バスケット	97.8 (東:97.4 西:97.8)	95.5 (東:92.9 西:93.0)	92.7 (東:92.6 西:92.6)
うち加入者回線サブバスケット	100 (東:100 西:100)	100 (東:100 西:100)	100 (東:100 西:100)

(2) 平成15年10月から平成18年9月まで適用された基準料金指数

区分	H15.10～	H16.10～	H17.10～
音声伝送バスケット	92.7 (東:92.6 西:92.6)	92.7 (東:92.7 西:92.7)	92.7 (東:85.9 西:86.4)
うち加入者回線サブバスケット	100 (東:100 西:100)	100 (東:100 西:100)	100 (東:95.8 西:96.1)

(3) 平成18年10月から平成21年9月まで適用された基準料金指数

区分	H18.10～	H19.10～	H20.10～
音声伝送バスケット	92.7 (東:86.2 西:86.9)	92.7 (東:86.6 西:87.5)	92.7 (東:87.2 西:88.0)
うち加入者回線サブバスケット	100 (東:95.7 西:95.9)	100 (東:95.8 西:96.1)	100 (東:95.7 西:96.0)

(4) 平成21年10月から平成24年9月まで適用された基準料金指数

区分	H21.10～	H22.10～	H23.10～
音声伝送バスケット	92.7 (東:87.4 西:88.3)	92.7 (東:87.6 西:88.5)	92.7 (東:87.7 西:88.5)
うち加入者回線サブバスケット	100 (東:95.7 西:96.0)	100 (東:95.7 西:96.0)	100 (東:95.6 西:95.9)

(5) 平成24年10月から平成25年9月まで適用された基準料金指数

区分	H24.10～
音声伝送バスケット	92.7 (東:86.7 西:88.2)
うち加入者回線サブバスケット	100 (東:95.3 西:95.6)

※ 平成12年4月1日時点の料金水準を100とした場合の指数

※ ()内は、各期の10月1日時点のNTT東日本及びNTT西日本の実際料金指数